

# 得きっずカード運用取扱

平成25年4月1日決定

平成27年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和4年3月1日改定

令和5年8月16日改定

## 1 趣旨

この運用取扱は、新十津川町子ども生活応援事業に関する規則に基づく子ども生活応援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象者

子（満18歳に達した最初の3月31日までの者をいい、胎児を含む。以下「子」という。）を養育する世帯

## 3 得きっずカードの申請

申請者は原則世帯主とし、世帯員は住基上の同一世帯員を記載する。

## 4 得きっずカードの世帯主の変更

得きっずカードの利用対象世帯において、世帯主の転出、死亡、離婚その他の理由により、対象児童を養育する世帯の世帯主に変更が生じたときは、得きっずカード世帯主変更届（様式1）を提出するものとする。

## 5 得きっずカードの交付

1世帯につき1枚交付する。

## 6 ポイントの貯め方

(1) 新十津川ポイントカード会加盟店で買い物をする。

ア 新十津川ポイントカード会加盟店負担分

買い物をした際に、税抜き100円の買い物につき1ポイント付与される。

イ 新十津川町負担分（以下、割増ポイントという。）

年に6回買い物額累計税抜き100円の買い物につき9ポイントを付与する。

(2) 町が指定する行政ポイント付与事業に参加する。

## 7 割増ポイントの付与

(1) 付与方法

2ヵ月分の得きっずカードを利用した買い物累計額に対し、税抜き100円につき9ポイントを付与する。なお、買い物累計額の100円未満の端数は、切り捨て、翌月に繰り越さないものとする。

(2) 付与の時期

ア 4・5月分の買い物額に対するポイント⇒6月に付与

イ 6・7月分の買い物額に対するポイント⇒8月に付与

ウ 8・9月分の買い物額に対するポイント⇒10月に付与

エ 10・11月分の買い物額に対するポイント⇒12月に付与

オ 12・1月分の買い物額に対するポイント⇒2月に付与

カ 2・3月分の買い物額に対するポイント⇒4月に付与

(3) 付与の周知

町がポイントを付与した際は、行政LINEで付与した旨を通知する。

#### (4) 付与の停止

ア 公租公課等の滞納がある場合には、ポイントの付与を停止し、滞納が解消された場合は付与を停止していたポイント（以下、「停止ポイント」という。）を付与する。なお、公租公課等の滞納は、付与月の前の月の月末時点で行い、それ以外の日時点での滞納の確認は行わない。

イ ポイント付与日から起算し、12ヵ月経過した日の属する月の月末までに滞納が解消されなかった場合は、停止ポイントは失効する。

### 8 ポイントの有効期限

付与されたポイントは、発行の日から数えて、3回目の3月31日まで有効とする。

### 9 特典の利用方法

貯まったポイントは、新十津川ポイントカード会加盟店で、1ポイント1円で使用することができる。

### 10 得きっずカードの有効期限

対象世帯でなくなるまで

### 11 ポイントの移行

(1) 令和2年度のポイントカードは、令和4年3月31日まで移行を受け付ける。この年度移行ポイントは、付与上限に含めないものとする。

(2) 得きっずカードの交付対象者ではなくなった場合、得きっずカードは使用不可となる。この場合において得きっずカードポイント移行届（様式2）を提出し、得きっずカードのポイントをとくつつぷカードに移行する。ポイントを移行できるとくつつぷカードは得きっずカードの登録名と同じ方もしくは世帯員のものとする。なお、移行できる期間は、得きっずカードの交付対象者ではなくなった日の属する年度の3月31日までとする。

### 12 その他

令和5年6月の割増ポイント付与時に、付与上限に達したことにより、ポイント付与に制限を受けた方へは、上限額を超えたポイント分を令和5年8月の割増ポイント付与分と合わせて付与する。

様式1

きつずカード世帯主変更届

変更前世帯主氏名								
養育する児童の人数								
児童名								
住所								
旧カード番号								

変更後世帯主氏名								
養育する児童の人数								
児童名								
住所								
新カード番号								

上記のとおり、世帯主を変更します。

令和 年 月 日  
氏名 印

様式2

得きっずカードポイント移行届

新十津川町長 様

届出日 令和 年 月 日

得きっずカードからとくとっぷカードへのポイント移行を届け出ます。

得きっずカード登録名	(フリガナ) 氏 名							
得きっずカード番号								



とくとっぷカード登録名	(フリガナ) 氏 名						続柄	
とくとっぷカード番号								

得きっずカードのポイントをとくとっぷカードに移行するため、町が次の事項について公簿等により確認することに同意します。

(1) 世帯全員の町に対する公租公課の納付状況

※最長で得きっずカード対象外となった年度の翌年度の4月30日までの納付状況

(2) 世帯構成

氏名 \_\_\_\_\_ 印

保健福祉課記入欄

得きっずカード残ポイント	ポイント
2・3月分割増ポイント	ポイント

